

令和6年第4回尾鷲市議会定例会会議録

令和6年12月9日（月曜日）

○議事日程（第2号）

令和6年12月9日（月）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第60号 尾鷲市国市浜公園整備等基金の設置、管理及び処分
に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第61号 尾鷲市企業誘致促進条例の制定について
- 日程第 4 議案第62号 尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第63号 尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第64号 尾鷲市普通河川管理条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第65号 尾鷲市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格
基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例
の一部改正について
- 日程第 8 議案第66号 令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議
決について
- 日程第 9 議案第67号 令和6年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予
算（第2号）の議決について
- 日程第10 議案第68号 令和6年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正
予算（第2号）の議決について
- 日程第11 議案第69号 令和6年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）
の議決について
- 日程第12 議案第70号 令和6年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）
の議決について
（質疑、委員会付託）
- 日程第13 一般質問

○出席議員（8名）

1番 南 靖久 議員 2番 小川 公明 議員

3 番 濱 中 佳 芳 子 議 員

4 番 西 川 守 哉 議 員

6 番 中 村 文 子 議 員

7 番 岩 澤 宣 之 議 員

8 番 中 村 レ イ 議 員

10 番 仲 明 議 員

○欠席議員（1名）

5 番 村 田 幸 隆 議 員

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	下 村 新 吾 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	野 地 敬 史 君
政 策 調 整 課 長	三 鬼 望 君
政 策 調 整 課 調 整 監	後 藤 健 太 郎 君
政 策 調 整 課 調 整 監	西 村 美 克 君
総 務 課 長	森 本 眞 明 君
財 政 課 長	岩 本 功 君
防 災 危 機 管 理 課 長	大 和 秀 成 君
税 務 課 長	三 鬼 基 史 君
市 民 サ ー ビ ス 課 長	湯 浅 大 紀 君
福 祉 保 健 課 長	山 口 修 史 君
福 祉 保 健 課 参 事	世 古 基 次 君
環 境 課 長	平 山 始 君
商 工 観 光 課 長	濱 田 一 多 朗 君
水 産 農 林 課 長	芝 山 有 朋 君
水 産 農 林 課 参 事	千 種 正 則 君
建 設 課 長	塩 津 敦 史 君
建 設 課 参 事	上 村 元 樹 君
水 道 部 長	神 保 崇 君
尾 鷲 総 合 病 院 事 務 長	竹 平 専 作 君
尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長	高 濱 宏 之 君
教 育 長	田 中 利 保 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	柳 田 幸 嗣 君

教育委員会生涯学習課参事	森	下	陽	之	君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	渡	邊	史	次	君
監 査 委 員	民	部	俊	治	君
監 査 委 員 事 務 局 長	仲		浩	紀	君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	高	芝		豊
事務局次長兼議事・調査係長	濱	野	敏	明

[開議 午前 9時59分]

議長（南靖久議員） おはようございます。

本日は大変お忙しい中を、尾鷲市明るい選挙推進協議会における研修授業ということで、尾鷲市議会の傍聴に来ていただき、誠にありがとうございます。また、平素は尾鷲市政及び我々の議会活動に対しまして、格別の御指導、御高配を賜っていることを大変高いところからですが、心から感謝とお礼を申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は8名であります。よって、会議は成立をいたしております。

本日の欠席通告者は、5番、村田幸隆議員は病気のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第2号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、2番、小川公明議員、3番、濱中佳芳子議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第60号「尾鷲市国市浜公園整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」から日程第12、議案第70号「令和6年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」までの計11議案を一括議題といたします。

ただいま議題の11議案につきましては、既に提案理由の説明は終わっておりますので、これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております11議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の11議案は所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

次に、日程第13、一般質問に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、お手元の一般質問表に従い、順次これを許可することにいたします。

抽せんの手順により、最初に、7番、岩澤宣之議員。

〔7番（岩澤宣之議員）登壇〕

7番（岩澤宣之議員） 皆様、おはようございます。

通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

今回、私が質問するのは、尾鷲市の国際交流について質問させていただきます。

第7次尾鷲市総合計画の国際交流・多文化共生の主要施策として、一つ、国際交流の推進、そして多文化共生の推進、国際理解を深める教育の充実の三つが挙げられております。これに基づき、尾鷲市国際交流協会と連携し、2031年の目標に向けた様々な取組が行われております。

しかし、令和5年に実施された尾鷲市まちづくりアンケートの結果で分かるように、市民の視点から見ると、国際交流の重要性は非常に低く評価されていることが分かります。

また、令和5年度の主要施策の成果報告書において、国際交流・多文化共生に関する歳出金額が僅か15万8,000円となっており、行政の視点でもその重要度が低いと感じられます。

しかし、現在、円安やスマートフォンの普及により、国際化や情報化が進む現代において、教育、雇用、観光の分野で国際交流や多文化共生は欠かせない要素となっております。尾鷲市がこの流れに取り残されないよう、また、むしろ先を越せるようにするために、幾つか提案と質問をさせていただきます。

現在、文部科学省では、コロナ禍で落ち込んだ留学数を2027年度までに少なくともコロナ前の水準に回復するために、産・学・官挙げてのグローバル人材育成の取組を強化する方針を発表いたしました。その一環として、若者の海外留学を後押しする「トビタテ！留学JAPAN」というプロジェクトが進められており、このプロジェクトでは、地元産業の発展に貢献したい・地域と海外とのかけ橋になりたい・将来、地元企業でグローバル化を担う人材として活躍したいといった意欲的な目標が掲げられております。実際に尾鷲市からこのような、グローバル、国際的な視点を持って、ローカル、地域の発展に貢献するグローバル

ーダーという地域人材を育成するためには、現状の国際交流の取組を見直し、さらに充実させる必要があると考えます。

その一つとして、まず、教育の充実が挙げられます。尾鷲市では、ALT（外国語指導助手）や台湾との語学交流などが行われておりますが、その中でも、姉妹都市との交流についてお伺いいたします。

尾鷲市は昭和42年（1967年）、三重県南部の開発拠点として、尾鷲港が重要港湾などに指定されたことを契機に、市民の国際的視野を広げ、産業や観光の発展を目指して、翌年の昭和43年（1968年）にカナダ・ブリティッシュコロンビア州のプリンス・ルパート市と教育、文化、経済の友好的な交流を通じて世界平和に貢献することを目的として、友好都市の提携を結びました。以来、小中学生の作品交換や中高生の相互派遣、そして市民の訪問交流、産業交流派遣、トーテムポールの寄贈など、教育、文化、産業を中心に様々な交流が行われてきました。

プリンス・ルパート市は人口約1万3,000人で、主な産業は水産業です。また、林業、運送業、工業などが盛んで、カナダから日本へ小麦や石炭を輸出する重要な港町となっております。また、太平洋に面し、海、山、川が非常に近い地形がこの尾鷲市に似ていることも、姉妹都市提携の理由の一つとなっております。

プリンス・ルパート市との交流は、1986年から学生の相互派遣が始まりまして、1998年までの12年間にわたり、尾鷲市からは中高生64名がプリンス・ルパート市を訪問しました。また、経済交流や産業視察団としても、市長や議長を含む市関係者が訪れ、1990年代には盛況に交流が行われていました。同様に、プリンス・ルパート市からも尾鷲市に多くの市民や学生が訪問されております。1987年には、尾鷲市賀田町で行方不明となった船「一丸」が、運命的にもプリンス・ルパート近海に漂着し、90年には一丸記念館が設立され、遺族の方々も訪れております。

このように、姉妹都市提携後、双方の間で活発な友好交流が行われ、様々な利益がもたらされました。しかし、残念ながら、尾鷲市からの訪問は1998年を最後に途絶え、交流の機会が減少しております。

そこで、市長にお伺いいたします。

プリンス・ルパート市との姉妹都市交流の現状の取組を教えてください。また、学生の相互派遣、訪問交流、産業交流を再開するための具体的な方針はございま

すでしょうか。

次に、雇用・就業の促進及び多文化共生社会についてお伺いいたします。

まず、多文化共生社会とは、国籍や民族、文化などが異なる人々が互いに認め合い、対等な関係を築きながら地域社会の一員として共に生きる社会のことを多文化共生社会といいます。

尾鷲市は、昨年度末の調査では、約250名の外国人の方々が暮らしております。三重県内の外国人就労者は、多い地域と比べたら、割合はまだまだ少ないかもしれませんが、1次産業である農業、林業、漁業、また、介護職、飲食業、多岐にわたって、人材不足、担い手不足の問題解決に重要な存在と私は考えております。

そこで、市長にお伺いいたします。

現在、尾鷲市では、多文化共生のためにどのような取組を進めておりますか。また、今後の展望についてもお伺いいたします。

最後に、観光交流の推進です。

観光における国際交流といえばインバウンドです。尾鷲市では、町なかを歩く外国人観光客が日に日に増加している印象があり、さらに先日、インバウンド強化のために、専属の地域おこし協力隊も雇用し、今後、本格化してくるだろうと考えております。

そこで、市長にお伺いいたします。

現状のインバウンドの取組や市長の今後の見解についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

議長（南靖久議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、岩澤議員の御質問にお答えいたしたいと存じます。

まず、姉妹都市であるカナダのプリンス・ルパート市との交流についてであります。

今から半世紀以上も前になりますが、日本の都市との姉妹都市提携を目指していた当時のプリンス・ルパート市長、ピーター・レスター氏がその熱意と共に本市を来訪されたことをきっかけに、昭和43年9月、市民の国際的視野を広げ、産業と観光の発展を図ることを目的として、同市との姉妹都市提携を締結いたしました。その後、議員がおっしゃられたように、本市の関係者や商工関係者等で構成された産業視察団や市内の中学生及び高校生によるプリンス・ルパート市へ

の訪問が始まり、それに呼応するようにプリンス・ルパート市からの訪問団が本市を来訪されるなど、交流の輪が広がりました。同時期に、賀田港を出港しプリンス・ルパート市近くの島に漂着した船舶を、同市の記念館に保存していただきました。また、尾鷲市民文化会館が完成した際、記念にトーテムポールが建立されるなど、相互の交流を幾度も重ねながら、長きにわたり姉妹都市として交流を深めてまいりました。

また、このような事業をきっかけに、住民同士による様々な交流が生まれ、今なお続いていることは、本市が目指す国際感覚豊かな地域づくりと人づくりに寄与しているものと感じております。

特に、本市の中学生及び高校生の派遣事業につきましては、1986年から1998年までの12年間にわたり、ほぼ1年置きに相互派遣を繰り返す中で、ホームステイなどを通じて市民交流が行われ、派遣された学生の皆さんやホストファミリーとして受け入れた方々など、それぞれが両市における友好のかけ橋になるとともに、その貴重な経験がその後の人生に大きな影響を与えたことを考えても、大変意義深い事業であったと感じております。

現在は、市制の節目での信書のやり取りや毎年9月から10月にかけて、姉妹都市週間と銘打って、尾鷲市国際交流協会の協力の下、同市とのこれまでの交流に関する企画展示を市役所ロビーにて行っているほか、本年6月に開催した尾鷲市制施行70周年記念式典にカナダ領事館領事デイヴィッド・パデュー氏を招待するなど、その友好関係を保っております。

インターネットの発達により、世界中との交流が容易となった現在においても、実際に現地へ赴き、人々と触れ合い、その土地の文化などを体験することは、何物にも代えられない貴重な経験になると私も思っております。

議員御質問の相互派遣事業等の再開につきましては、相手方の意向を含め、その事業の目的をもう一度検証するとともに、新たなビジョンを明確にする中で、現在における姉妹都市交流事業の在り方について検討してまいりたいと考えております。

今後もプリンス・ルパート市と関係の深い方々の御意見等も参考にしながら、両市の友好を深め、絆をより強固なものにしていけるよう、姉妹都市交流の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、多文化共生に対する取組についてであります。

全国的に少子化の進行による人口減少が進む中、本年4月に人口戦略会議が公

表した新たな分析レポートにおいても、本市が引き続き消滅可能性自治体として位置づけられたことは、記憶に新しいところであります。

議員のおっしゃるとおり、少子高齢化の影響により、本市においては、農林水産業や介護事業をはじめ、様々な分野で担い手不足が顕著となっており、その解決策の一つとして、市内の事業所においても海外からの技能実習生等の雇入れが実施されております。

中でも、以前より継続的に実施され、本市でも定着してきている漁業や水産加工業をはじめ、最近では、介護事業や建設業、飲食業などで雇入れも見られ、町なかで彼、彼女らの姿を見かけるたびに、ますますその重要性の高まりを感じております。

一方で、言語や文化の違いにより、なかなか地域社会に溶け込めず、自分たちのコミュニティに閉じ籠もりがちになってしまうという問題もよく耳にすることから、本年10月、多文化共生という観点から、市内の事業所で勤務する外国人の方々を対象に意識調査を実施しております。その結果では、各種の行政手続や通院、公共交通の利用など、日常生活において困っている場面も多い中、地域住民とのコミュニケーションをもっと図りたいという方が多く存在していることが分かりました。

本市におきましても、多文化共生の理念に基づき、全ての住民が国籍や文化の違いを尊重し合い、共に学び、安全・安心に生活できる地域づくりを進めることは、第7次総合計画のまちの将来像「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の実現につながるものであります。そのためにも、まずは地域住民と外国人の間にある見えない壁、これを取り除くことを目的に、関係機関と連携の上、お互いの生活や文化について、より理解を深める交流の場を設けることが必要と考えており、来年度から新たな事業を開始したいと、このように考えております。

次に、現状のインバウンドの取組についてであります。

まず、私自身、町なかを歩く外国人観光客を目にする機会が少しずつ増えてきたという印象を持っております。

そうした状況の中で、国においては、地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりを積極的に推進しており、本市といたしましても受入れ環境の整備に取り組んでいく必要があると考え、新たに本年11月1日から商工観光課にインバウンド対応の地域おこし協力隊員を配置し、現在、具体的な取組内容の検討を進めている状況であります。

現状の取組状況といたしましては、尾鷲観光物産協会において、協会会員の希望事業者に対し、ホテルフロント、旅館フロント、ホテルレストラン、飲食店ホール、体験施設、大浴場などの指さし会話ツールの提供を行っているほか、英語版のチラシ作成や広域連携の取組の一つとして、和歌山県などが発行しております熊野古道伊勢路の英語版説明書の設置などを行っております。

また、県と東紀州5市町で構成する東紀州地域振興公社では、国の動向を踏まえ、欧米豪を対象としたインバウンド誘客への取組を進めており、受入れに関する講演会の実施や、現在、東紀州地域の主な宿泊施設や観光協会などの協力の下で、インバウンド観光客に対してアンケートへの協力を依頼し、動向、課題調査などを行っているほか、欧米豪の旅行者を対象としたファミトリップ、つまりは、欧米豪の旅行事業者、メディア、インフルエンサーを対象とした現地視察ツアーなどの実施や尾鷲観光物産協会を通して、飲食店メニューの英語表記化支援などを行っております。

今後、インバウンド観光客の誘客と、それに伴う受入れ環境整備を進めていくに当たって、本市だけでは不十分であることから、国・県の動向を注視しながら、県、東紀州地域振興公社、東紀州5市町、尾鷲観光物産協会、地域おこし協力隊員との連携を図り、この地域に合った取組を進めていくことが必要であると考えております。

以上、壇上からの質問に対する回答とさせていただきます。

議長（南靖久議員） 7番、岩澤議員。

7番（岩澤宣之議員） 今回、この国際交流の質問をするに当たって、資料だけの質問にならないように、実際、プリンス・ルパート市に行かれた方の御意見も聞いてきました。その中で、彼らは、地元の缶詰工場の博物館や先住民の文化を紹介する博物館、市役所、スーパー、近隣の町、さらには一丸記念館など、たくさん場所を訪れております。特に印象に残っていることはホームステイの体験で、食べ物だったり、家の造り、生活様式、いろんな文化の違い、初めて見るものばかりで非常に刺激的だったとのことでした。

当時中学生の方は、英語力に不安があり、ホストファミリーとのコミュニケーションを身振り手振りで行っていましたが、それがきっかけで、帰国後、英会話に対するモチベーションが高まり、派遣後に英語の成績が飛躍的に向上したとお話しておりました。また、ホストファミリーとは文通を続け、大人になってからもプリンス・ルパート市を訪問するなど、派遣体験がその後の人生において大

きな影響を与えたと感じております。

また、当時高校生の方は、ホームステイ先に同世代のお子様がいる、言葉が通じなくても、遊びや学習を通じて楽しくコミュニケーションを取ったと述べております。尾鷲の文化や日本の文化について、会話の中で尋ねられたときに、上手にその方は答えられず、地元のことをほとんど知らない自分に気づいたそうです。それをきっかけに、尾鷲の文化について学ぶようになり、地元を離れて、ほかの視点から自分の地域を見詰め直すことの重要性を実感したとのことでした。

さらに、プリンス・ルパート市からの訪問団を、ホストファミリーとして3回にわたって受け入れた方にもお話を伺いました。その方は、英語が話せないことに不安を感じておりましたが、実際に受け入れてみると、すばらしい出会いであり、特にお子さんにとって、外の世界を知ることができ、移住者や外国の方々に対する寛容さが育まれたとのことでした。

このように、実際に国際交流を体験することで、机上の英語の学習では体験できない、経験できない学習が育まれます。

では、現在、尾鷲市で行われている国際交流の教育プログラムはどのような内容がありますでしょうか。

議長（南靖久議員） 教育長。

教育長（田中利保君） それでは、国際交流や英語教育プログラムについてお答えいたします。

英語は、国際社会で共通の言語であり、情報や技術のグローバルな交流において不可欠な手段であります。そのため、児童・生徒が将来の社会で活躍するために、英語力を基盤としたコミュニケーション能力の育成が重要であると認識しております。

学校では、文部科学省の英語教育改革に基づき、小学校3年生、4年生では外国語活動、5年、6年生では教科としての英語学習を実施しております。

児童・生徒が楽しく英語を学びながら、遊びの中から英語に親しんだり、コミュニケーション能力や積極的に読む・書くことを養うなど、成長に合わせた教育を実践しており、ALTの効果的な活用やデジタル教材の活用なども取り入れ、実用的な言語能力を身につけるように取組が進められております。これらの英語教育の推進により、全国学力・学習状況調査における英語に関する質問に対して、重要であると捉える回答が全国平均を上回る回答であったことから、これまでの英語教育の成果が具体的な数値として表れております。

さらに、本市独自の取組として、賀田小学校と輪内中学校では合同英語授業など、小中連携の授業を実施し、ペア学習やグループ学習を通じて、児童・生徒の主体的な学びを支えております。

また、来年4月に開園予定のとのもり保育園でも、保小中の連携を図り、地域全体での英語教育を進めてまいります。

議員御質問にもありました国際交流の取組として、輪内中学校と台湾・高雄市の興達（シンダー）小学校との語学交流を継続実施しており、今年度は台湾から訪れた児童と共に剣道体験や文化交流などを行い、英語を介して相互理解を深めております。

英語教育は学力向上だけでなく、多文化理解や異文化コミュニケーション能力の育成にも大いに寄与しております。これにより、国際感覚を持つ次世代の人材を育てることができることから、今後も地域特性を生かしつつ、英語教育の充実と国際交流の推進に取り組んでまいりたいと思っております。

議長（南靖久議員） 7番、岩澤議員。

7番（岩澤宣之議員） 先日、輪内中学校の文化祭のほうを見に行かせていただきまして、その中で英語のスピーチの発表があったんですけど、すごく感銘を受けました。台湾との語学交流があつての成果だと思いますので、今後も引き続き充実した交流となるように、行政の支援も引き続きよろしく願いいたします。

次の質問です。

国際交流の基金があるとお伺いいたしました。決算書を調べたところ、国際交流という名前の基金はその中にはなかったのですが、どの区分の基金で、どのくらいあるのか教えてください。また、それをどのように今後活用していくのか教えてください。

議長（南靖久議員） 政策調整課長。

政策調整課長（三鬼望君） それでは、説明いたします。

国際交流の基金につきましては、尾鷲市活性化対策基金の中に国際交流分として積み立てております。

その現在の残高ですが、活性化対策基金全体では1億700万円余りございますが、国際交流分につきましては、残高が約854万円余りとなっております。

過去には、この基金を活用して、青年の船乗船事業やプリンス・ルパート市への派遣事業等に活用した事例がございます。近年では、国際交流協会に対する補助金に活用しているところでございます。

今後につきましても、この基金を有効に活用するため、皆様からの御意見を伺いながら、国際交流事業を一つ一つ展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（南靖久議員） 7番、岩澤議員。

7番（岩澤宣之議員） 姉妹都市との交流につきましては、先ほど申したとおり、実体験に基づき、訪問した方々も、受け入れた方々も、グローバルな交流を通じて貴重な経験をし、その後の成長や尾鷲市への貢献につながっております。まずは多くの市民が、尾鷲市とプリンス・ルパート市が姉妹都市であることを知り、学生の相互派遣、訪問交流、産業交流の再開に向けて一歩ずつ動き出し、グローバルリーダーの育成を推進していただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

多文化共生社会について。

まず、尾鷲市に住む外国人の人数と、どの国籍の方が多いのか、現状を教えてください。

議長（南靖久議員） 政策調整課長。

政策調整課長（三鬼望君） それでは、説明申し上げます。

本年11月末現在でございますが、本市に登録されている外国人在住者は287名でございます。これは、10年前に比べておよそ2倍に増加しております。国籍別に見ますと、多い順から、中国、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、フィリピン、韓国となっております。アジアの国々がその多くを占めてございます。

また、グローバル化の進展の下、人口減少による担い手不足対策等を要因として、全国的にも在留外国人が年々増加しております。このことから、本市における在留外国人も今後ますます増加していくことが予想されております。

以上でございます。

議長（南靖久議員） 7番、岩澤議員。

7番（岩澤宣之議員） 昨年末の2023年度末の資料で250名と先ほど言ったんですけど、それからもう既に30名近く増えているということで、驚きました。このように、尾鷲市における外国人の方々というのは増加の傾向にあると思っております。

尾鷲市民と外国人の方々との交流として、近年実施している事業や外国人住民への尾鷲市からの支援策などがあれば教えてください。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君）　まず、本市におけるこの地域住民と外国人住民、この交流できる場づくりにつきましては、現在、尾鷲市の国際交流協会が主催しております季節のイベント、あるいは料理教室が挙げられます。特に本年度は、本市の英語教育を担っているこのALTのさようならパーティー、あるいはウェルカムパーティー、これをはじめとしまして台湾料理教室などを実施しており、そのゲストの方々の母国の文化や風習、料理等の紹介を交えながら、ALTとのつながりで参加いただく外国人住民を中心に、地域住民との交流を実施しているというところでございます。

一方、さきに申し上げましたとおり、本市に在住する外国人にとっては、先ほど政策調整課長が内容を説明しましたがけれども、アジア出身の方が非常に多いんです。日本語や英語の十分な理解が難しい、そういったことから、必要な情報が得られにくく、地域コミュニティから孤立して生活している方々も多く見られるという現状でございます。

そういった中で、そういう状況を踏まえまして、少しでも解消すべく、本市では来年度から、できるだけ内容をシンプルで簡単に分かりやすくした日本語、いわゆるやさしい日本語をコミュニケーションツールとしまして活用し、地域住民と外国人住民の方々がそういう交流できるような場を創設したい、このように考えております。

こういった取組を一つ一つ着実に進めながら、本市における多文化共生を推進してまいりたい、このように考えております。

以上です。

議長（南靖久議員）　7番、岩澤議員。

7番（岩澤宣之議員）　次に質問する内容、全て言っていたかと思えます。

やさしい日本語教室というのが非常に重要で、三重県のほうでも様々な取組が推進されております。県のほうは、三重県というのは北部の地方は外国人が非常に割合が多いので、外国人就労者への支援策というのが、いろいろ情報が出ておりますので、たくさんそういうのを使って尾鷲市も支援をしていただけると助かります。

三重県の外国人サポートセンターが調査したんですけれども、一番多い相談は医療、福祉です。例えば、風邪を引いたとか、妊娠したとか、そういったときになかなか相談できる場所がないということで、現在、尾鷲市でも、民間の方が個人で相談に乗って、実際出産をされた方もいるとお伺いしています。ですので、

まずはやっぱり窓口、外国人の方が、ここでなら安心して相談できるという窓口をしっかりと充実させていただきたいと思います。

最後に、観光交流についてお伺いたします。

近年の熊野古道における外国人訪問者の増加の大きなきっかけをつくったと言われるものに、和歌山県田辺市の熊野ツーリズムビューローの英語による情報提供から始まり、ツーリズムのポータルサイト化へと構築していったことが挙げられます。世界的に有名なトリップアドバイザーに、田辺ツーリズムビューローは外国人旅行者にとって素晴らしいと書かれるまでになったのは、かつて田辺市本宮のALTの先生だったブラッド・トウル氏による10年以上にわたる英語圏への発信力と着地型ツーリズムの多言語化育成視点が大きな要因と推察されます。

このように、1人のALTの職員の力がきっかけとなり、大きなインバウンドを生み出すという事実を踏まえ、尾鷲市でも、東紀州を含む広域圏での多言語ポータルサイトの構築と地元での受入れ環境を整備し支援することは、ネットからインバウンドを拡充する意味で、今からでも遅くはないと考えております。

受入れ環境の整備とは、外国人観光客がお店に入ったときに一歩引いてしまう、先ほど市長が見えない壁と言っていたように、気持ちの部分で少しでも前向きになるような取組です。ハード面では、メニューの多言語化、無料公衆無線LAN、キャッシュレス決済、翻訳アプリ、ツールなどの使用方法の支援など、様々な取組がございますが、まだまだインバウンドの少ない尾鷲市では、このソフト面、見えない壁の対応、外国人とのコミュニケーションに慣れるということがまず重要な課題だと考えております。ですので、商工観光課、観光物産協会、東紀州振興公社、地域おこし協力隊と共に、国際交流協会やALTの職員と一緒に、ハード面、ソフト面の両方の側面から受入れ環境の整備をつくり上げていくことが、今後のインバウンド増加につながる取組と考えます。

このように、インバウンド増加の取組について、現在、いかがでしょうか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 議員おっしゃりますように、インバウンド観光客の誘客、これを進めるに当たって、先ほども議員のほうからお話もありましたが、特に和歌山県田辺市の一般社団法人田辺市熊野ツーリズムビューロー、これ、素晴らしいものがあって、特に我々としましては、この先進事例に学ぶ必要があるということがまず第一でございます。

と同時に、やはり何よりも私はこの受入れ環境整備、これの大きな壁は、議員

御指摘の飲食店に限らず、多くの市民の一步引いてしまう気持ち、これではないかと思っております。当然のことながら、公共交通機関の利便性の向上、あるいは観光看板、飲食、宿泊施設でのメニューや表示物の充実、こういうハード面での整備は、まずはやっぱり最低限必要であると感じております。

一方、ソフト面においては、国際交流協会、あるいはA L Tの職員との連携を図りながら、先ほど申しましたようないろんなツールを用意して、見えない心の壁、これを低くしていく、そういう取組を進めてまいりたい、このように思っております。

議長（南靖久議員） 7番、岩澤議員。

7番（岩澤宣之議員） 一方で、何よりも大事なことは、この尾鷲市に住んでいる方を優先するということです。インバウンドや観光客増加による交通機関の混雑や交通渋滞、ごみや騒音、生活環境の悪化が住民の反発を招いたり、自然環境破壊や迷惑行為によって、ビーチや自然公園が閉鎖されるなどのオーバーツーリズム、いわゆる観光公害が発生する可能性がございます。現に和歌山県の熊野古道観光地では、オーバーツーリズムが発生している事例もあり、既に観光庁のオーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業というものが採択され、観光客の集中を緩和し、地域の観光資源を持続的に活用する取組が実行されております。

尾鷲市でも、インバウンドが本格化する今後を見据えて、現段階からオーバーツーリズムの未然防止対策をし、地域住民、観光客の双方にとってよりよい観光交流の推進に取り組むべきと考えておりますが、いかがでしょうか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） このオーバーツーリズムの問題については、近年大きな社会問題、社会課題になっております。最近のニュースを見ても、インバウンドが好調である第二のニセコと言われるような長野県の白馬村、あるいは山梨県富士河口湖町の観光客のマナー違反問題など、枚挙にいとまがありません。

そういううれしい悲鳴なのか、悲しい悲鳴なのかというような、そういうニュースをよく聞くわけなんですけれども、特に我々の尾鷲市にとって、特に人口減少、少子高齢化が進行している中で、まず、第一に私、提唱していますのは、交流人口を拡大しよう。そして、外貨を稼ぐんだ。そして、地域経済の活性化に結びつけていくんだ。そのためには、地域にある資源、資産を有効に活用しながら積極的に観光交流の推進に取り組んでいかなければならないということ

考えておりますし、そういうふうにして指示いたしております。

しかしながら、一方では、議員おっしゃっていますように、計画策定段階から、この、要するにオーバーツーリズムへの対応というものを検討していく必要があると思っております。そのためには、何よりも地域の皆様の理解なくしては前に進むことはできないと考えております。

本市といたしましても、国・県の動向を注視しながら、関係機関との連携を図り、そして、地域の皆様と観光客の皆様が共に楽しめる、本市に合った持続可能な観光地づくりに向けて取り組んでまいりたいと、このように考えております。

議長（南靖久議員） 7番、岩澤議員。

7番（岩澤宣之議員） やはりニュースなどを見ていると、外国人の方々の事件もあったり、例えば三木里のビーチで外国人の方々が来てということもありましたので、住民の方がまずはやはり安心してインバウンドを受け入れるということ、このスタートの時点から推進していくことが大事なのかなと思います。

また、リピーターや関係人口増となるように、国際交流を含めた観光交流の推進を引き続きよろしく願いいたします。

今回、国際交流について質問いたしましたが、全体的に関係しているのが、尾鷲市国際交流協会です。教育、多文化共生、観光交流の推進に当たり、まさにグローバルリーダーの集まりでもある国際交流協会の方々の経験、活動、御意見が大変重要となってまいります。しかし、協会の減少や担い手不足、皆さん働きながらなので、存続の危機もあったそうです。また、最初に申し上げたように、年間の予算も5万円となっております。どうか尾鷲市の国際交流推進のためにも、国際交流協会を周知し、協会の募集、また、予算強化をお願いいたします。

最後に、私は、この尾鷲市の課題である人口減少、また、少子高齢化、産業の衰退、担い手不足、あらゆる場面で、国際交流は課題解決の糸口になり得ると考えております。今回の質問に御回答いただきました内容については、今後の市政運営において十分に考慮されることを期待し、これで一般質問を終了いたします。

議長（南靖久議員） 答弁はよろしいですか。

7番（岩澤宣之議員） 大丈夫です。

議長（南靖久議員） ここで休憩をいたします。再開は10時55分からといたします。

〔休憩 午前10時45分〕

〔再開 午前10時54分〕

議長（南靖久議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、10番、仲明議員。

〔10番（仲明議員）登壇〕

10番（仲明議員） 明るい選挙推進協議会の皆様方、傍聴、ありがとうございます。

一般質問を始めます。

石川県能登地方は1月元旦、能登半島地震、マグニチュード7.6、最大震度7に見舞われ、復旧復興の半ばの9月21日、線状降水帯による記録的な豪雨が発生し、能登地方の被災地に追い打ちをかけました。輪島市や珠洲市などで、河川の氾濫や土砂崩れが相次いで発生し、国土交通省によると、確認された崖崩れや地滑りなどの土砂災害は116件、道路も寸断されて、地震後に建設された仮設住宅も床上浸水し、農業関連被害は、のり面崩壊や土砂流入による農地被害が841件、水路損壊が564件、農道被害が168件で、農地への土砂、立木などの堆積が400ヘクタール確認されております。この様子は、新聞紙上で読んでいても目を覆う惨状であり、政府と石川県の復興計画の下、一日も早い復旧復興を願っております。

本市では、これまで約100年から150年間隔で繰り返し発生している大規模地震、南海トラフ地震の大津波の被害想定や対策に議論が進みがちであり、今回の能登地方での豪雨による土砂災害については、今後、全国どこでも起こり得る災害であることを認識し、その対応が必要であることの気づきから、一般質問をするものであります。

今回の一般質問は、山津波による土砂災害等の対応についてであります。

尾鷲市地域防災計画風水害等対策編及び尾鷲市国土強靱化地域計画並びに住民主導型避難体制確立事業報告書、そして三重県南部集中豪雨の陳情書、土砂災害ハザードマップを基に進めていきます。

昭和46年9月25日陳情書、「昭和46年9月10日、尾鷲市一帯は1,000ミリから1,200ミリに及ぶ集中豪雨に襲われ、26名の死者をはじめ、約44億円に上る被害を被りました。被害は各地での山津波と河川の氾濫によるもので、そのため、家屋や道路の損壊が続出し、被災地は日常生活と産業活動に重大な打撃を受けています。加えて、被災地の山肌には、今なお至るところに山津波の爪痕が残され、現地は災害の再発におののき、復旧のめども立たぬありさまであります。つきましては、何とぞこの惨状をお酌み取りの上、現地が一日も

早く復興でき、再びこのような災害を招かないよう、激甚地指定に格別の御配慮を賜りたく、伏して陳情申し上げます。」

この陳情書は、時の市長である岩城悌氏と長野勝明市議会議長の連名で出されたものであります。

「被害の状況は、最も甚大な被災地は賀田・古江地区で、激しい山津波が各所で起こり、殊に賀田では、背後の山のほとんどの谷が引き裂かれた。河川の氾濫により、部落の中心を流れる川の河床は5メートルも埋まり、濁流が部落に氾濫した。道路、鉄道通信網は随所で破壊され、三木里・九鬼・古江・賀田の各部落は一時完全な孤立状態になる。産業面では、農林道が各所で破壊され、水産業のハマチ養殖が多くの損失を受けた。」と被害の粗筋が示されております。

まとめとして、今回の災害は、集中豪雨による山津波と河川の氾濫が特色であると記述をされております。

注目されることは、災害経過を見ると、9月10日16時20分に大雨警報、それ以前の16時に尾鷲市災害対策本部が設置され、16時20分に警察無線で古江地区生き埋めの報を受け、19時には自衛隊派遣を要請していること。23時には自衛隊先発隊が尾鷲に到着していること。13日には市議会が激甚地指定を求める決議を行っていること。さらに、災害発生後15日後に陳情書が出されたことなど、全ての行政機関が連携し、迅速に対応されていると読み取れます。

また、崖崩れや地滑りを山崩れと称し、その総称を山津波と表現した陳情書には、地震による大津波だけではなく、豪雨による山津波も存在し、南部集中豪雨での被害を甚大にしたことを私たちは忘れてはなりません。

国土交通省の報道資料では、令和5年には43都道府県で1,471件の土砂災害が発生し、統計開始以降の平均発生数1,099件及び直近10年の平均発生数は、1,446件を上回っております。特に、梅雨前線により各地で大雨が降り、7月1日から12日までに9つの県で線状降水帯が発生し、322件の土砂災害が発生をしております。9月の台風13号では、257件の土砂災害が千葉県で発生し、単一の台風、単一の県で発生した件数としては歴代1位となると報道されております。

世界では、地球温暖化への時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来したと言われ、気候変動による自然災害が多発するなどの悪影響がさらに深刻化するおそれがあるとされています。本市においても例外ではなく、大型台風の襲来や線状降水帯発生での豪雨により、山間地での土砂災害、河川の氾濫等が起こる懸念があ

ります。

従来から、尾鷲市は多雨地帯であり、雨に強いとされてきました。国土交通省の報道のとおり、ここ10年の全国での土砂災害は増加をしております。毎年のように線状降水帯による顕著な大雨が発生し、甚大な災害が発生しております。本市でも、時間100ミリを超える豪雨の場合、土砂災害や河川の氾濫が想定をされます。昭和46年9月に発生した南部集中豪雨災害のような惨状を再び起こさないよう、土砂災害への事前の備え、対応が求められます。市長の考えをお聞かせください。

平成27年4月に作成、配布された尾鷲市土砂災害ハザードマップは、避難を助ける情報、避難の心得、土砂災害警戒区域等のマップにまとめられ、豪雨、土砂災害時での必携と心得ております。

土砂災害警戒区域は、土砂災害防止法に基づき、三重県より指定され、市内の土石流についての土砂災害警戒区域は174か所、うち土砂災害特別警戒区域は127か所が指定をされております。

土砂災害防止対策基本指針及び土砂災害防止法第4条には、土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査はおおむね5年ごとに行うものとする規定され、都道府県は、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況などの調査を行うものとし、基礎調査の結果は市町村の長に通知するとともに、公表しなければならないと規定をされております。急傾斜地の土砂災害警戒区域を含めたこれらの指定された箇所、区域は、定期的な再調査、現地調査などが実施されているのかお聞きをします。

また、土砂災害ハザードマップは、土砂災害から市民の命を守る重要な情報冊子と考えますが、この冊子の保存活用や市民の理解度が深まっているのかをお聞かせください。

壇上での質問は以上であります。

議長（南靖久議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、仲議員の御質問にお答えしたいと思いますんですけども、その前に、三重県南部集中豪雨が発生した当時の私の経験を少しお話しさせていただきたいと思っております。

当時、私は大学生でした。夏休みで帰省していた九鬼から下宿先の東京へ戻り、

数日がたった9月10日、テレビの全国ニュースで、尾鷲で記録的な大雨が降り、賀田地区と古江地区で土砂災害が発生していることを知りました。連日報道される被害状況について、固唾をのんで見守る中、時間がたつにつれ明るみになってくるふるさとのあまりの惨状を目の当たりにし、深い悲しみとともに、指をくわえて見ていることしかできない無力さにさいなまれたことを今でも鮮明に覚えております。

近年、全国各地で風水害や土砂災害が頻発しており、そういったニュースを見るたびに、当時の記憶を重ね合わせながら、本市において、二度とあのような惨事を起こしてはいけなないと、気を引き締め直している次第でございます。

それでは、三重県南部集中豪雨のような惨状を再び起こさないために、事前の備え、対応の考え方についてお答えいたします。

土砂災害対策は、砂防堰堤の整備など、ハード対策が県において実施されておりますが、これと併せて、自助・共助による避難体制の整備などのソフト対策を加えた総合的な対策が求められております。

まず、住んでいる地域で過去に起こった災害を知ることや尾鷲市土砂災害ハザードマップで地域の災害リスクを理解し、避難行動を検討しておくこと、そして日頃から住宅の点検や非常持ち出し品などを準備し、台風や集中豪雨が来る前に再点検することが大切であります。

また、台風の接近時や大雨が降り続いたときなどは、テレビやインターネットで気象情報を収集し、十分注意するとともに、土砂災害の急迫した危険がある場合には、市から避難指示等を発令いたしますが、災害からの避難で何よりも大切なのは、自ら危険を察知し、自らの判断で早めに避難することです。

三重県南部集中豪雨につきましては、古江地区13人、賀田地区13人、合わせて26人もの死者が発生したことなどを伝承していくこともとても大切なことでもあります。古江や賀田地区で慰霊祭の開催やコミュニティーセンターにおいて当時の写真を展示するなど、三重県南部集中豪雨災害を伝承し風化させない取組が行われていることは、まさに次の災害への備えであります。

このように、過去の災害の教訓から学びながら、早めの避難を実現するため、土砂災害警戒区域や土砂災害警戒情報について、十分な周知に努めるとともに、住民の防災意識の向上を図ることで、住民の安全・安心を確保し、三重県南部集中豪雨のような惨事が再び起こらないよう取り組んでまいります。

次に、土砂災害警戒区域等の定期的な調査の実施状況につきましては、議員お

っしゃられるとおり、土砂災害防止法に基づき、県がおおむね5年毎に調査を行っており、直近では令和2年度に実施されております。

また、現在、全戸に配付しております「尾鷲市土砂災害ハザードマップ」については、県が平成26年に指定した情報を基に、本市の防災アドバイザーであった片田敏孝教授の監修により、平成27年4月に更新したものであります。

土砂災害ハザードマップの各家庭における保存状況につきましては、防災危機管理課職員が各地区における防災講話などで確認したところ、保存していない人が見受けられることから、必要なページを印刷して配付したり、スマートフォンから市ホームページに掲載しているハザードマップを見ることができることを案内するなど、土砂災害警戒区域等について啓発を行っております。

こうした活動により、自宅が土砂災害警戒区域に位置しているかなどの問合せがかなり多くなり、また、本年1月に発生した能登半島地震や、8月に発表された南海トラフ地震臨時情報巨大地震注意の際にも、自宅の海拔や避難場所の確認などの問合せが多く寄せられたことから、ハザードマップについての住民理解が深まりつつあるものと実感しております。

今後も、土砂災害ハザードマップを活用した防災講話や防災学習などを重ねながら、市民の皆様の周知を繰り返し行い、土砂災害による犠牲者ゼロを目指してまいりたいと考えております。

以上、壇上からの回答とさせていただきます。

議長（南靖久議員） 10番、仲議員。

10番（仲明議員） ただいま市長が答弁されたように、ハザードマップの理解度をさらに深めていくということが重要だと思っています。

また、災害からの避難で何よりも大切なのは、自ら危険を察知し、自らの判断で早めに避難すること。これはまさしくそのとおりだと思います。ただ、後ほど出てきますが、住民主導型避難体制確立事業の報告書にあるように、いつ避難をするか、そしてどこに避難をするか、この二つがさらに重要であると。自分がいつ避難をするか、どこに避難をするかを、自分で判断をするということでありますから、さらに言うと避難をするルートを何か所か決めておく、幾つかを決めておく、このことを市民の方々にさらにPRして認識を深めてほしいと、このように思っております。

次に、5年ごとの基礎調査を実施するに当たっては、県は、土砂災害関連情報を有する国及び地域開発の動向を把握する市町村との連携・協力体制を強化する

ことが重要であるとされております。本市もこのような調査には積極的に関わり、指定区域の現況や変化が認められる箇所には現地確認などに同行し、現況を把握し精査することが重要であると思われまます。

2巡目以降の基礎調査は、市内に多数指定されている土砂災害警戒区域をどのような手法で調査をされるのか、これ、県なんですけどね。指定区域については、本市が実態を確認していく意味から現地調査などの総点検が必要ではないか、また、三重県と本市との情報連携の体制はどうなっているかお聞きをします。これ、防災危機管理課長かな。

議長（南靖久議員） 防災危機管理課長。

防災危機管理課長（大和秀成君） それでは、説明いたします。

まず、1点目の2巡目以降の基礎調査はどのような手法で調査されるのかにつきましてですが、2巡目以降につきましては、まず、各地域におけるこれまでの土砂災害警戒区域等の指定を踏まえた警戒避難体制の整備状況の確認や、地形図、航空写真、数値標高モデル等のデータを用いた概略的な調査を行い、変化が認められた箇所について、必要に応じ、現地確認などの詳細な調査を実施するという手法が取られております。

次に、2点目の本市が実態を確認していく意味から現地調査などの総点検が必要ではないかについてですが、土砂災害警戒区域等の指定範囲は市内全域にわたっており、市が独自で総点検を行うことは困難なことから、これまで、市民の方からの通報や職員のパトロールにより把握している危険箇所について、今後の基礎調査時において、県に情報提供するなど、協力体制の確立を進め対応してまいりたいと考えております。

3点目の県と市の情報連携の体制についてですが、これまでも、土砂災害警戒区域等における警戒・避難体制の整備や、区域指定に係る地元調整、住民説明会の開催などについては、防災危機管理課と建設課において、県と連携し、対応に当たっております。

今後も、危険箇所の情報提供について、県との連携を強化し、土砂災害の予防対策を進めてまいります。

以上です。

議長（南靖久議員） 10番、仲議員。

10番（仲明議員） ただいまの説明の中で、再調査については、地形図とか航空写真、数値標高モデル、ちょっとこれは分らんけど、そのようなデータを用

いて概略的に調査するというございですが、しっかりとしたイメージが、僕らには専門家じゃないもんで分かりません。分からない。多分航空写真については、ドローンによる調査などがこれから入ってくるんだろうと。もう全国的にドローンをいろいろ災害の調査の中でも活用しているという事例が出てきています。

実は、先ほども岩澤議員さんが、田辺市という紹介があったんですけど、この和歌山県の田辺市では、デジタルツインプロジェクト、いわゆるDTPとって、国の2分の1の国庫補助なんですけど、それを始動させまして、点検測量の分野で活用していくと。特に、都市計画や災害シミュレーションができる。というのはですね、ドローンを飛ばして撮影して、AIで分析をして、それを活用するというシステムなんですけど、具体的には、尾鷲市、山林が多いですけど、山林をドローンで撮影して、それは樹木が写りますよね。ただ、AIで処理することによって、樹木を取り除いて、地表すら確認できると。言うたら地割れも確認できるんじゃないかと。これは、これから出てくる仮設住宅の敷地を見るときでも、ドローン、これ、活用できます。ぜひこれは県が調査をするものなんですけど、県にも協議の上、促してほしいんですけど、少なくとも百何十か所ある危険箇所を全て調査する総点検は無理ということでもありますから、危険な場所をある程度把握するためにはこのドローンがかなり有効活用するのではないかという思いがありますので、ぜひ研究をしてください。回答要りません。研究をお願いします。田辺市ではやっています。

ということで、次に進めますけど、土砂災害防止対策基本指針には、行政は過去の土砂災害の実態や土砂災害のおそれのある土地の区域等の情報を積極的に提供することにより、地域や個人が土砂災害に適切に対応できるよう、最大限の知らせる努力をすることが求められる。一方、住民は行政が提供する情報を十分に把握し、避難訓練による情報の認識、災害の特質やその前兆等に関する知識を得るための知る努力とが相乗的に働く社会システムを構築していくことを基本理念としております。

住民に提供する土砂災害の情報は、防災行政無線や戸別受信機、いわゆるワンセグ、それから緊急速報メールなどの手段がありますが、土砂災害警戒情報等が発令された場合の住民への市が考えている最重要伝達手段は何と考えておるか、お聞きをします。また、その手段の周知を図る必要があると思われれますが、市長の見解をお聞きします。

さらに、土砂災害に対する市民の関心を高め、危機意識の向上を図るため、既に配布されているハザードマップの各地区対象の拡大版を、いわゆる各コミュニティセンターや公共施設等に掲示するなど、様々な指標を活用して周知する考えはないか、お聞きをいたします。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほど仲議員の御発言の中で、一番大事なのは、私は知らせる努力、そして同時に知る努力、やっぱり双方向がうまいことしていなければ、やはりこれは災害に対するそういう話だけでなく、全てにおいてそうじゃないかなと思っているんです。ですから、こういうことをまず前提としながら、じゃあ、今どういうことを市としてやっているのかということについても報告させていただきながら、善処はしていきたいなと思っております。

それでは、お答えいたします。

まず、本市地域に土砂災害警戒情報が発表された場合には、市内全域を対象に、まず、避難指示を発令します。そして、危険な区域からの一刻も早い避難につながるよう市民の皆様に的確に周知する、これが非常に重要なことであると思っております。

このことから、議員御指摘のとおり、この防災行政無線を基本としながら、特に大雨などのときには音声が非常に聞き取りにくい。ですから、この屋内の方に対しましては、先ほどもおっしゃっていますエリアワンセグ端末、あるいは防災メール、これで周知すると。また、スマートフォンで情報収集する方に対しては、LINEとか、あるいはXなどのSNSによる周知を行っております。

ここでもう一つ、県が確か11月より運用しております、これ、この普及を特に進めておるわけなんです、防災アプリ。これ、私もちょくちょく見ているんですけれども、この防災アプリの「みえ防災ナビ」というものが、津波警報などのプッシュ通知やハザードマップ、避難場所表示など、様々な情報が確認できるとともに、八つの外国語にも対応できるものとなっているわけなんです。

だから、市民の皆様には、これらの活用について、平時からの活用をしていただきますよう、我々としても啓発していくとともに、大雨が降り続く場合には、積極的に情報収集していただけるよう、引き続き周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、市民への周知のためのハザードマップの拡大版、これをコミュニティセンター等に掲示する御提案についてですが、ハザードマップをふだんから目に

するという事は、災害発生時に迅速な行動を取る上で非常に重要であると思っております。特に私、尾鷲小学校に行ったときに、尾鷲小学校で自分たちが防災学習の一環として行っているタウンウォッチング、これで児童が作成した防災マップがあるわけですね。それは玄関のところにあります。これ、非常にやっぱり目立ちます。要するに日常的に目にする場所に掲示していると。すぐに分かります。そういった形で、まずやっぱりこの取組については、児童たちが学び、考え、行動する、この力を養って、自分の命を守るための知識と行動力を育てていると感じているわけなんですけれども、当然、おっしゃるようにハザードマップは命を守るための重要な情報ツールです。ですから、より目を引きやすいような、私、今考えていますのは、今のこのハザードマップ、ありますけれども、これの大きな拡大版を、要するにまずは作成して、いろんなその地区にコミュニティーセンターがあります。あそここのところにどでかく掲示しよう。あとは子供たちにも、小中学校にも、防災マップと並べて掲示したい、これを早急にやっていきたいと思っております。

議長（南靖久議員） 10番、仲議員。

10番（仲明議員） ハザードマップの拡大版、ぜひお願いをしたいと思います。

いつも見ている状況というのは、これ、大事なんですね。頭からずっと抜けてしまわんように、いつも見ている状況をつくるということが大事で、もう一つは、伝達手段が、防災無線やら、ワンセグやら、メールやら、スマートフォンのLINEとか、ツイッター、いろいろあるわけですね。僕でも、どれに第一番注目したらええんやろうというような感覚を受けます。伝達方法が多過ぎて。この質問をしたのは、やはり防災行政無線が主で、基本じゃなしに主でお知らせしますよと。そういう防災行政無線が聞こえない方は、エリアワンセグで聞いてくださいというような言い方をしたほうが、ずっと入ってくるんですね。土砂災害警戒情報出しても、最近では薄れてしまって、適当な雨やろうというような感覚では災害は防げません。防災行政無線で土砂災害警戒情報が出たら危ないですよという印象をつけるためには、これが主ですよ。聞こえない方はワンセグを聞いてください。それから、スマートフォンを持っている方はそれでもできますよというような温度差をつけて情報発信をするような体制が必要ではないかと思っております。それはまた御検討ください。

次に進みます。

尾鷲市の過去の日最大1時間降水量を見ると、1972年9月に139ミリで、

全国順位、これでも18位なんですね。過去、直近では2020年9月に114.5ミリを観測、1位の千葉県香取市では、1999年に153ミリを観測しています。これ、すごい量ですね。近年では、9月から10月の台風シーズンには、全国においても100ミリを超える豪雨が多数発生しております。これ、市内においても例外ではありません。

土砂災害防止法第27条の土砂災害の緊迫した危険が予想される降雨量、危険降雨量ですね、危険降雨量の設定と、降雨量が危険降雨量に達した区域（危険降雨量区域）の明確化と必要な措置をお聞きします。

議長（南靖久議員） 防災危機管理課長。

防災危機管理課長（大和秀成君） それでは、説明いたします。

危険降雨量は、過去の降雨の状況や土砂災害の発生状況を総合的に勘案し、土壌雨量指数と60分積算雨量の組合せにより、県が気象庁と連携し設定するもので、本市の危険降雨量は土壌雨量指数400、60分積算雨量は120ミリと設定されています。危険降雨量区域は市町単位が基本で、三重県では、津市と松阪市を除いて市町単位となっており、危険降雨量に達したときには、危険降雨量区域、すなわち市町を対象として、土砂災害警戒情報を県が気象庁と連携し、発表いたします。

土砂災害警戒情報が発表された場合の周知に必要な措置は、土砂災害警戒情報が土砂災害からの避難にとって極めて重要な情報であることから、直ちに避難指示を発令し、防災行政無線等、あらゆる情報発信ツールで周知いたします。避難指示は、夜間であってもちゅうちょすることなく発令することを基本としていますが、できる限り夜間の急な発令を回避するために、当日夕方の時点で翌朝までの雨量が想定される場合には、明るいうちの早めの避難や高齢者等避難を発令しております。避難指示の発令時には、危険な区域から一刻も早く避難を行うことが必要ですが、避難の余裕がない場合や避難を行うことが危険な状態となっている場合には、急傾斜地等の反対側の2階以上に屋内避難するよう啓発しております。

今後も引き続き、国・県と連携して、正しい知識の普及啓発と、いざというときは命を守るために、自ら判断して行動すべきことを周知してまいります。

議長（南靖久議員） 10番、仲議員。

10番（仲明議員） 危険降雨量というのは、土壌雨量指数400で60分積算雨量は120ミリということで、これもイメージ湧かないですね。事前に危険を察知

する市民にとっては、時間100ミリ以上とか、120ミリとかいう数値はやっぱり欲しいんですね。僕の考えておるのは、ずっと前から思っておるんですが、地域全体が真っ白な状態で雨が降って、時間80ミリを超えるような雨であれば、危険を察するというふうに自分は感じているんですけど、このイメージというのか、解釈はですね、尾鷲市で100ミリなのか、110ミリなのか、120ミリなのか、そこら辺は、どこから一番危ないかというのは説明できますか。120ミリ降ったらもう全然駄目ですよというのか、そこら辺の判断が欲しいんですわ。100ミリ以上は気をつけてくださいとかさ、80ミリもそうなんですかって、そこら辺がちょっとイメージが湧かないもんで、答えられるのであれば、ぜひ100ミリ以上は駄目ですよ、危ないですよという発言をいただきたいんですけども。

議長（南靖久議員） 防災危機管理課長。

防災危機管理課長（大和秀成君） 一定の基準につきましては、今、先ほど御説明いたしましたとおり、60分積算雨量、60分間の雨量が120ミリというのが、これをもって県、気象庁のほうは土砂災害警戒情報を発表するわけなんですけれども、私といたしましては、100ミリないし80ミリの辺りから緊張感を持って、場所によっては冠水するようなところも出てくる可能性があるのではないかなというふうなことで対処に当たっております。

議長（南靖久議員） 10番、仲議員。

10番（仲明議員） 続いて、県議会の一般質問で、県立学校75校のうち、19校が土砂災害警戒区域や特別警戒区域、5校が急傾斜地崩壊危険区域に含まれていると新聞報道されました。

県教育委員会は、土砂災害警戒区域などに含まれる学校については、土砂災害で周囲の民家などに被害を及ぼすおそれがある場合など、定期的な点検を実施してきたと掲載されています。周囲の民家などという話でとどまっているというような報道でございました。本市内の県立学校は定期的な点検がされているか、また、土砂災害警戒区域内の各小中学校の定期点検は実施されているのか、お聞きをいたします。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、今年の8月末の台風10号、特にこの大雨の影響で、桑名市の桑名北高校では、敷地内で土砂災害警戒区域に指定されていたのり面の崩落が発生したことを受けまして、まず、県の教育委員会では、土砂災害警戒区域

などに含まれる学校について、危険箇所の調査を実施していく方針であると、これが要するにかなり今度は厳しくやっているんじゃないかなど。

まず、市内の県立高校というのは2校ございます。尾鷲高校と、くろしお学園おわせ分校。この2校に聞いておりますと、定期的な点検は実施しているという報告を受けております。

また、市内に7校、市立の小学校、中学校、これがありますけれども、この件につきましては、向井小学校を除く6校が現在のところ、土砂災害警戒区域内にあることから、まず、土砂災害からの円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、それぞれの学校において避難確保計画、これを作成しております。この計画に基づきまして、施設周辺や避難経路の点検を行うとともに、崖崩れ等の前兆現象に関する情報を入手した場合は、速やかに教育委員会へ通報する体制となっております。また、毎年避難訓練を実施する際に、その結果を防災危機管理課へ報告する、こういう手順となっております。また、土砂災害に限らず、毎月、特に側溝等の危険箇所の点検を行っております。そのほかにも、台風接近時には随時点検を実施するなど、風水害における被害を最小限に抑えるための取組を行っているというところでございます。

今後も引き続き各学校において、児童が安全・安心して学習に取り組める環境づくりを進めるとともに、児童自らが自分の命は自分で守るという意識の醸成をさらに深めて、円滑な避難体制の確保を図ってまいりたいと、このように思っております。

議長（南靖久議員） 10番、仲議員。

10番（仲明議員） 学校では、避難確保計画を作成して、その点検をやっておると思うんですけど、学校施設が主だと思うんですわ、その周りとか。ここで言いたいのは、学校の施設周辺とか、避難経路とか、背後地が山だというような場合、学校管理者で、校長以下、先生が点検するのは大変だと思います。ぜひその6校、土砂災害警戒区域にかかっている6校については防災危機管理課が、学校で点検できない以外をぜひ定期的に点検をお願いしたい。ここで要望しておきます。

続いて、引き続き質問に入ります。

三重県は能登地方の豪雨を受けて、県内の仮設住宅の建設候補地が、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に指定されているのかなどを改めて調査をし、今後の対応に活用すると報道されております。県内には、災害時に仮設住宅の建設を予定する場所が586か所あり、ライフラインの整備状況などを基準に市町が選んで

いるということであります。この仮設住宅というのは、県が責任を持って建てるということになっていきますね。用地は尾鷲市が選定するということですね。なお、尾鷲市国土強靱化地域計画での応急仮設住宅建設可能地の把握の項に、災害に対する安全性に配慮をしつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握しておく、このような記述になっています。

土砂災害等の甚大な災害が発生した場合、住まいを失った被災者の方々の応急的な住まいを確保する必要があります。能登半島地震復旧・復興の応急仮設住宅必要数は、令和6年8月末で6,809戸、約7,000戸が必要だったということで、ほぼ完成までに9か月を要しておるんですね。9か月、被災した住民は仮設住宅へ入れなかったと。順次入っていますけど、最終的に9か月かかったということであります。市内では、浸水想定区域外や土砂災害警戒区域外での仮設住宅建設可能用地の選定は非常に厳しいという思いがありますが、自然災害の脅威を思うと、把握ではなく、選定し、用地を確保していくと。それを住民にも知らせると。ここまでやっていく必要があると思いますけど、市長、見解をお聞きします。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 結論から申しまして、これは必要であると思っております。

その前に、今の尾鷲の状況がどうなっているか、今どういうところまで検討しているかも含めまして御回答申し上げたいと思っておりますんですけども、仮設住宅建設候補地としましては、本市地域防災計画にも記載しておりますとおり、市内の公園とか、あるいは緑地、広場や市有地、主に教育施設等のグラウンドを検討しております。候補地は、これはまず、津波浸水域を除くと、教育施設等の8か所、戸数にして大体195戸分で、この中からさらに土砂災害警戒区域を除くと、小原野の市有地1か所の95戸分と把握しております。小原野の市有地の活用方針につきましては、尾鷲市都市計画マスタープラン、これに記載しておりますんですけども、防災利活用地としての検討を行うこととしておりますが、具体的な方向性については示しておりません。

用途に応じて場所を選定しておくことは望ましいことだと、私は認識しております。しかし、本市地域は三方を山に囲まれていると。そして、一方が海に面している地形で、山の裾野まで住宅地が広がる狭隘な土地事情であることから、災害時には、防災資機材の仮置き場も必要です。

でも、議員おっしゃるように、応急仮設住宅の候補地については、要するに予

定として確保しておかなければならないと私は考えております。特に災害時、議員のほうも御指摘がございましたように、災害が起こる、起こりそう、起こった、そういう場合にどういう備えをするのかということについては、まず、避難路、どこへ逃げるんですか、どこの道を通るんですかって。避難路を通して、まず避難場所。そして、その避難場所で一旦過ごして、その後、避難所に、要するに移ります。移って、最後にやはりこうなった場合に、避難所も、もう2か月も3か月も大変な状況です。こうなった場合にどうしても仮設住宅の必要性というの。この、やっぱり災害時における対応というのは、この三位一体がきちんと整わなきゃならないと、私自身は常々これは思っております。ですから、私の長年の課題でございました仮設住宅の設定については、特に最近、激甚災害、これ、各地で発生している中で、やはり予定地としてきちんと定めておかなきゃならないと。そして、これが市民の皆様のお安全安心につながるものであると私自身は考えております。その方向で進めたいと思っております。

議長（南靖久議員） 10番、仲議員。

10番（仲明議員） 仮設住宅の予定地は把握ではなく、確保していくということで、できれば、近い、早いうちに確保して、ここが仮設住宅の予定地であるという公表をぜひお願いしたいと。それで市民の方は安心するんですね。1か所ではちょっと難しいと思うんですけど、数が少なくても、ここに第一に仮設住宅を建てますよというような発表があれば安心するということもありますので、一つよろしく願いをいたします。

次に進みます。

尾鷲市国土強靱化地域計画には、「人命の保護が最大限に図られること」、「市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること」など、4項目の基本目標があります。

また、土砂災害防止対策基本指針には、局地的な豪雨などの土砂災害に対し、自治体や住民等が的確な避難を判断できるような仕組みづくりが重要であると示しています。

本市では、平成23年に、古江地区をモデルとして、住民主導型避難体制確立事業の報告書が作成をされました。地域の住民が参加する、地域の土砂災害を考える懇談会を6回開催し、土砂災害から避難を検討する場合には、いつ避難をするのか・どこに避難をするのかのこの2点の重要性を示して、地域の危険箇所を知ることで、いつもと違う何かが発生するよと、これが、その現象の把握、いわ

ゆる予兆現象に基づいて、地域独自に避難を開始することが望まれ、隣近所で声を掛け合い、一緒に避難する防災隣組が提唱されています。また、この手引書も作成されております。

この報告書は、土砂災害は水に起因して発生することを強調し、住民主導型の避難体制を確立することが求められております。これらの報告書や手引の活用や各地区での復旧についてお聞きをいたします。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 本件につきましては、議員がおっしゃられるとおり、この報告書とか手引は、住民の皆さんが自らの意思で行動し、災害に備える主体的な自助、そして主体的な公助の意識を醸成すると、これを目的としてつくられているわけなんですけれども、これによって、地域における避難体制を構築し、災害から身を守る最も効果的な早めの避難を実現することを目指しているわけでございます。具体的には、地域住民全員で、議員おっしゃっていますように、いつもと違う何か注意を払って、それを基に地域みんなで避難する仕組みで、要は向こう3軒両隣って申し上げておりますけれども、その御近所のつながりを大切にしながら、いざというときにお互いに助け合うことで、土砂災害による犠牲者ゼロを目指す取組でございます。特に、こういう人口減少地区にとっては、コミュニティの推進ということは絶対必要なことだと私自身は認識しております。

特に、阪神・淡路大震災でも、地震によって倒壊した建物から救出され、生き延びることができた人の約8割が、家族や近所の住民などによって救出されていたという、こういう調査結果も出ております。

住民主導型避難体制確立事業は、先ほどもおっしゃっています古江地区をモデルケースとして、本市の防災アドバイザーであった片田敏孝教授にまとめていただいたこの報告書と手引を活用しながら、現在、センター管内の各地区をはじめ、これまでに12地区において、住民が検討を重ね、避難体制を確立しております。

そして、本年度は、向井・大曾根・天満地区、ここにおいて、住民主体の避難体制の確立を目指す取組を進めておまして、今後も各地区の避難体制の見直しなど、よりブラッシュアップすることを含めまして、継続的な取組を進め、安全・安心なまちづくりに全力で取り組んでまいりたい、このように考えております。

議長（南靖久議員） 10番、仲議員。

10番（仲明議員） 自然災害は、南海トラフ地震の津波だけではなく、台風などの

集中豪雨などにおいても、土砂災害や河川の氾濫などがどこでも例外なく起こり得るという意識の高揚が大事であります。土砂災害ハザードマップや住民主導型避難体制の確立などの行政資料を改めて見ると、その目的、取組は全て重要であります。あらゆる手法で市民の方々への周知を期待して、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（南靖久議員） 以上で本日の一般質問は打ち切り、明日10日火曜日午前10時より続行することにいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

〔散会 午前11時51分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 南 靖 久

署 名 議 員 小 川 公 明

署 名 議 員 濱 中 佳 芳 子